

(仮称) 青森市障がい者総合プラン策定にかかる現状・課題の整理について

1 計画策定の目的

- 本計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、市町村が策定しなければならない障がいのある方のための施策に関する基本的な計画であり、「青森市総合計画」における障がいのある方に関連する施策を推進するため策定します。
- 本市の現状と課題を踏まえ、「障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが互いを尊重し、支え合い、地域で安心して暮らしながら、生きがいを持って参加できる共生社会の実現」を図ることを目的とします。

2 計画期間

令和6年度から令和10年度まで（5年間）
※青森市総合計画と同期間

3 現状・課題・方向性

【現状】

現計画のフォローアップから

- 障がいに対する理解不足**
 - ・市民意識調査において、やさしい街だと思ふ割合：R4 19.6%（目標値R5 27.7%）
- 手帳交付状況の変化（H30⇒R4）**
 - ・精神手帳 20.5%、愛護手帳 7.2%増加
 - ・身障手帳 7.4%減少
 - ・18歳未満の精神手帳 64.4%増加
- 障害支援区分認定者の重度化（H30⇒R4）**
 - ・区分6の認定者数：H30⇒R4 108人増
- サービス利用者数の増（H30⇒R4）**
 - ・障害福祉サービス 402人増
 - ・障害児通所支援 649人増
- 複雑な相談ケースの増加**
 - ・（例）虐待・貧困等、複数の課題が共有するケース

国の動向

- 医療的ケア児支援法施行(R3.9)**
 - ・医療的ケア児及びその家族に対する支援
- 情報アクセシビリティ推進法施行(R4.5)**
 - ・情報の十分な取得利用、円滑な意思疎通の推進
- 障害者差別解消法改正施行(R6.4)**
 - ・事業者への合理的配慮の提供義務化
- 障害者総合支援法改正施行**
 - ・基幹相談支援センターの設置
- 精神保健福祉法改正施行**
 - ・精神保健に課題を抱える方も対象とした相談支援
- 障害者雇用促進法改正施行**
 - ・障害者雇用率の段階的引き上げ（R6.4～2.5%、R8.7から2.7%）

アンケート調査・分科会から

- 親なきあとの生活への不安**
 - ・主な介護者⇒「父母・祖父母・兄弟姉妹」が最も高い
 - ・将来、介護を頼める人がいるか⇒「いない」が約半数
 - ・地域での受入体制の整備
- 地域での在宅生活の希望**
 - ・将来、望んでいる暮らし⇒「自宅」が76%
 - ・一方で、「施設等」が12.9%
- 多様なニーズや特性に応じた支援**
 - ・強度行動障がい、高次脳機能障がい、重症心身障がい
 - ・医療的ケアを必要とした等へのニーズや特性に応じた支援体制の充実
- 身近な専門的相談窓口の確保**
 - ・地域で自立して生活を送るために重要なこと⇒「相談窓口や情報提供の充実」が最も高い
 - ・相談支援専門員の確保、育成
- 就労・就学への支援の充実**
 - ・一般企業職員への理解啓発研修開催の促進
 - ・障がい者雇用の理解促進
 - ・教職員の障がいへの理解・支援の促進
- 家族への支援の充実**
 - ・ペアレントプログラム、トレーニングによる支援
- 成年後見制度の促進**
 - ・実務を取り入れた支援者への研修開催
- バリアフリー化の充実**
 - ・公共施設、道路、バス停等のバリアフリーの促進
- 災害時の避難等への不安**
 - ・十分な情報入手できる支援体制
 - ・災害に備えた研修等の充実
- 情報アクセシビリティの向上**
 - ・法及び県の計画に基づいた更なる推進

【課題】

○障がいに対する理解の更なる促進が必要

令和6年4月に改正し施行される障害者差別解消法では、事業者においても地方公共団体と同様に、合理的配慮の提供が義務化されることから、共生社会の実現に向け、障がいに対する理解を更に促進する必要があります。また、障がいの重度化、障がいのあるかたやその家族の高齢化を踏まえ、成年後見制度など判断能力が不十分なかたへの支援を推進する必要があります。

○地域での生活を支援する体制の充実が必要

親なきあとの生活について、不安を抱えているかたが多いことから、地域における生活支援機能など、地域での生活を包括的に支援する体制を充実する必要があります。また、複雑な相談ケースが増加していることから、地域における相談支援事業所間の連携を強化し、障がいのあるかたのニーズや特性に応じた相談支援体制を充実する必要があります。

○自立に向けた切れ目のない支援が必要

友人との関係づくり、就労に向けた教育、教職員の理解など、子どもの教育環境への不安や将来への不安を感じていることから、保健・福祉・教育等の関係機関との連携により、切れ目のない支援体制を推進する必要があります。また、一般就労への移行促進のため、障がいのあるかたの状況に配慮した就労支援が求められています。

○障がいのあるかたに配慮した環境の整備が必要

バリアフリー化は、進んでいると感じる人がいる一方、まだ不十分と感じる人もいることから、障がいのあるかたに配慮したバリアフリー環境の整備を推進する必要があります。また、災害時における情報入手や、避難時や避難所での生活に不安を感じていることから、情報伝達や安否確認、避難誘導などの防災・防犯・災害対策を推進することが求められています。

【プランの方向性（イメージ）】

○互いを尊重し支え合う社会の形成

障がいに対する理解を促進し、障がいを理由とする差別の解消、障がいのあるかたの権利擁護の更なる推進を図ります。

○地域生活支援の充実

地域での生活を支援する在宅サービス等の提供体制を確保するとともに、地域における生活支援機能や身近で相談できる体制の充実を図ります。また、障がいのあるかたを支援する人材の育成及び確保を図ります。

○自立した生活の確保

保健・福祉・教育等の関係機関との連携を強化し、療育・教育に係る支援体制の充実を図り、切れ目のない支援を推進します。また、障がいのあるかたの雇用の拡大と就労支援を図るとともに、スポーツ・文化・芸術活動への参加を促進し交流機会の充実を図ります。

○安全・安心な暮らしの確保

障がいのあるかたに配慮したまちづくりを推進するとともに、防災・防犯・災害対策の推進及び緊急時の情報提供・避難支援体制の充実を図ります。また、障がいの特性に配慮した情報の提供を図るとともに情報アクセシビリティの向上を推進します。

